

広島県告示第八百六十号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。

平成二十一年十月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 協力の申出が撤回された病院

名	称	所	在	地
医療法人里仁会興生総合病院		三原市皆実三丁目二番二八号		

二 救急病院として認定された病院

名	称	所	在	地	効力を有する期限	備考
社会医療法人里仁会興生総合病院		三原市円一町二丁目五番一号			平成二四年九月三〇日	新規